

目黒会北海道支部規程

(名称)

第1条 この支部は名称を目黒会北海道支部という。

(目的)

第2条 北海道支部(以下「支部」という)は目黒会の支部機関であって目黒会の事業を推進することを目的とする。

(役員)

第3条 支部には下記の役員を置く。

- | | | |
|-----|------|-------|
| (1) | 支部長 | 1名 |
| (2) | 副支部長 | 3名以内 |
| (3) | 会計 | 1名 |
| (4) | 幹事 | 8～10名 |

支部長、副支部長、会計は幹事を兼任できるものとする。

(役員を選任)

第4条 支部長、副支部長、会計、幹事は会員により支部総会にて選任する。

- 2 支部長は目黒会正会員とする。

(会員の範囲)

第5条 支部の会員は北海道に在住し、または北海道に主たる勤務地を置く機関に勤務する目黒会会員とする。

(役員会)

第6条 役員会は支部長、副支部長、会計、幹事で組織する。

2. 役員会は支部の運営にあたる。
3. 役員会は必要に応じ支部長が招集する。

(役員職務)

第7条 役員職務は次のとおりとする。

- (1) 支部長は支部を代表して会務を統括する。
- (2) 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故のあるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は支部の経理事務を統括する。
- (4) 幹事は支部活動の中心となって会務にあたる。

(顧問)

第8条 支部に顧問を置くことができる。

2. 顧問は役員会の推挙したものを支部長が委嘱する。
3. 顧問は支部の目的の達成に寄与し、支部長の諮問に応じる。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は速やかに補充する。
3. 任期途中で補充された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(支部総会)

第10条 支部総会は支部の最高機関であって下記に掲げる事項を審議する。

- (1) 役員選任
 - (2) 支部代表代議員選任
 - (3) 役員会より上程された事案
2. 支部総会は年1回支部長が招集する。但し、必要なときには臨時にこれを召集することができる。

(支部代表代議員選出)

第11条 支部は目黒会の要請に従い、支部の正会員の中から1名の支部代表代議員を選任する。

2. 支部代表代議員選任は支部総会での議決によることを基本とし、支部総会の開催が困難な場合は役員会にて議決するものとする。
3. 支部代表代議員選任時期、任期等の条件は目黒会からの要請に含まれるものとする。
4. 支部代表代議員に欠員が生じた場合、1～2項に従い速やかに補充の支部代表代議員を選任する。
5. 補充の支部代表代議員任期は、前任の支部代表代議員任期を引き継ぐものとする。但し、補充代議員の残りの任期が6ヶ月未満の場合は選任しない。

(個人情報保護)

第12条 支部長、副支部長、会計、幹事は目黒会個人情報保護規程を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

(経常費)

第13条 支部の経費は会員よりの会費及び寄付金をもってこれにあてる。

(会計年度)

第14条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(補則)

第15条 支部の運営に必要な事項でこの規程以外の事項は役員会の議決を経て、支部長が別に定める。

(附則)

第16条 この規程は平成24年7月28日より実施する。